

# 愛西市議會 會議錄

令和 7 年 9 月 17 日

建設福祉委員会

## 愛西市議会委員会会議録

委員会名	建設福祉委員会				
招集月日	令和7年9月17日				
開議時間	午前9時30分				
閉議時間	午前11時21分				
会議場所	第1委員会室				
出席委員	委員長 委員 委員 委員 委員 議長 (オブザーバー)	馬渕 紀明 鬼頭 勝治 杉村 義仁 原 裕司 中村 文武 近藤 武	副委員長 委員 委員 委員 委員 委員	竹村 仁司 吉川 三津子 河合 克平 石崎 誠子	
欠席委員	なし				
請願紹介議員	なし				
説明のため 出席した者 の氏名	副市長 保険福祉部参事 産業建設部参事 健康子ども部長 保険年金課長 高齢福祉課長 土木課長 社会福祉課 課長補佐	清水 栄利子 青井 優 小原 智宏 人見 英樹 後藤 真治 八木 久美子 河原 明洋 加藤 大輔	保険福祉部長 産業建設部長 産業建設部次長 秘書課長 社会福祉課長 子育て支援課長 高齢福祉課 課長補佐	田口 貴敏 宮川 昌和 新美 壮史 渡邊竜樹 水野 裕公 前野 輝次 猪飼 隆善	
職務のため 出席した者 の氏名	議会事務局長 書記	鷲尾 和彦 村瀬 俊彦	議事課長 書記	長谷川 努 秋田 郁哉	
傍聴議員	高松幸雄、佐藤信男				
傍聴者	1名				

午前9時30分 開会

○委員長（馬渢紀明君）

では、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

委員全員おそろいですので、ただいまから建設福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会では、理事者側の出席は副市長、付託議案のある担当職員のみの出席とし、職員は入替え制といたします。

では初めに、議長並びに副市長より御挨拶いただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は建設福祉委員会にお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会の委員会に付託されております議案ですが、ちょっと数的には少ない本数でありますけれども、慎重審議していただきたいと思っております。

まだまだ暑い中ではありますが、体調管理に気をつけて頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副市長（清水栄利子君）

おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、議員各位におかれましては建設福祉委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会におきましては、当委員会に付託されました案件は、議案第41号ほか4件であります。いずれも市政運営に重要な案件でございます。十分御審査の上、適切な御議決をいただきますようよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（馬渢紀明君）

ありがとうございました。

また、佐藤信男議員、高松議員が傍聴にお見えでございますので、委員の皆様にお伝えいたします。

本日は、委員会傍聴の申出がありましたので、愛西市議会委員会条例第19条の規定に基づき、傍聴を許可いたしましたので、ただいまから入室いただきます。

それでは、付託案件の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、さきの継続会で配付されました委員会付託議案一覧表のとおりであります。

初めに、議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正についてのうち、当委員会に付託を受けた部分についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（原 裕司君）

それでは、議案第39号について質問をさせていただきたいと思います。

当委員会のほうでは、外出支援サービス事業手数料というところが対象になるかと思います。本会議の中で、直接のやり取りということで、500円の利用料が直接市には経由しないということで削除されたというのは分かるんですけど、今後、特に利点としては、利用者がお金を払いに市役所まで来なくても済むので、そういう部分では助かるんじゃないかというような話でした。

今後、この利用料金500円が直接のやり取りになるんですが、当然単価設定等、この手数料条例に500円とうたわれていれば、議会としてのチェック機能ができるんですけど、500円の値上げだとかそういうものに関して、担当課としてどのような相談、チェック体制を取られるのか、お伺いをしたいと思います。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

利用料の徴収等のチェックにつきましては、利用いただいた事業者の方から毎月市のほうへ請求がございます。その際に利用したチケットにつきましても、併せて送っていただくことになっておりますので、そちらを確認して適正に利用がされているか確認をしていきます。以上です。

○委員（原 裕司君）

要は、支払いの有無のチェックはできるんですけど、今後例えば500円から利用料600円にしたいよとか、そういうような状況になったときにそういう値上げの相談というか、チェックというか、そういうものはどういうような体制になっているか聞きたいんです。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

利用料につきましては、10月から実際にかかる経費の1割を基本的に利用者の方が支払っていただくということになりますので、利用の距離に応じた負担をしていただくということになってまいります。以上です。

○委員（原 裕司君）

ありがとうございました。

○委員（吉川三津子君）

それでは、順次質問のほうさせていただきます。

本会議の中で聞き漏らしたかもしれないんですが、福祉タクシーの助成事業があるという答弁があったんですけど、これ一体何のことなのか1点教えていただきたいのと、今回この外出支援事業の改正をするに至った理由、タクシーがなかなか不足しているとかいろいろあると思うんですが、これを年度途中で始めなければということになった理由についてお伺いしたい。

あともう一点は、これは社会福祉協議会のほうに委託事業として出していらっしゃったかと思うんですが、今後この社会福祉協議会の委託事業がどうなるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

今、吉川委員の1つ目の御質問が少し内容が分かりにくかったものですから、詳細にもう少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○委員（吉川三津子君）

私のメモの取り違いかもしれません、福祉タクシー助成事業があるという答弁が一言あったと、私、記憶というか、記録に残っているので、そうでなければそれで、私の聞き違いということで大丈夫です。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

福祉タクシーの助成というのがこの外出支援サービスのことなんですかけれども、ちょっとその答弁がどういうふうになされてということがちょっと私も今記憶にございませんが……。

○委員（吉川三津子君）

大丈夫です。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

2つ目の御質問の外出支援サービスを改正するに至った理由というようなところですけれども、これ令和7年度の当初予算で議決をいただいております内容でして、年度の途中にこうなった理由といいますのは、御利用者の皆様への周知の期間も必要ですので、年度の途中からというようなことで進めております。

あと、現在の外出支援サービスにつきましては今月いっぱいまでとなり、新しいサービスが10月、来月からということになりますけれども、今月までは社協のほうに委託ということで、来月から新しい事業につきましては福祉タクシー事業者とのやり取りというようなことになります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

社協さんへの委託というのは、1年の委託ではなくて、半年の委託でスタートされているのか。

この後、福祉タクシーとの関わりという話ですけれども、この福祉タクシーと市とのお金のやり取りは何も、券の支払いが出てくるのかな、それのみになってくるという話でしょうか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

1つ目の御質問の社協との委託が半年かというような御質問ですけれども、当初から9月いっぱいまでということで、7年度の当初予算のところで半年・半年ということで御議決いただいておりますので、半年ということになります。

2つ目の福祉タクシーと市とのやり取りになるということですけれども、そうです、先ほども補佐のほうから説明いたしましたけれども、チケットでやり取りということになりますので、市が払う分については後日精算ということで請求が来るということになります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

あと、対象者が今まで寝たきりの方、常時車椅子を必要とする方や意思疎通が困難な方ということでホームページ等に上げられていますが、新しくなると要支援1・2、要支援から要介護の人、それから身体障害者の手帳1から3、寝たきりの方、常時車椅子ということで、対象者の条件が変わってきております。この対象が変わることによって影響が出る方があるのか、幅が広がったのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

対象者のことですけれども、明文化したということで、対象者自体は変わらないと考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

あと、業者の関係ですけど、社会福祉協議会に2つのタクシー、つばめタクシーだったと思うんですけれども、契約して、福祉に関するタクシーとの契約を社協さんがされてたと思うんですが、今後、その特定のタクシー会社さんはストレッチャーとかいろんなものを用意されていた。今回、この福祉タクシーに変わることによって、そういういた設備はきちんと用意できるのか。そして、一覧に載っている何社ぐらいがきちんとストレッチャー等が用意できるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

ストレッチャーとかスロープなどの福祉用具に関して、どの事業者さんが手配、利用ができるかというものは、利用者の方にお渡ししております一覧表にも記載をしております。ちょっと細かい数はちょっと今手元に資料がありませんが、半数ぐらいは利用が可能ということを記憶しております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

あと、利用方法なんですが、高齢福祉課に申請書を出してというところですが、高齢福祉課の職員の方が対応されるのかが1点。

それから、以前は社協さんのほうで介助が必要、老老介護とかも多いので、なかなか家族では対応ができないということで、ヘルパーさんの手配もしてくださって、一緒に乗っていくこともされていたと思います。その辺についてはどのようにされるのか、それが2点目。

それから3点目が、降りてからのサポート、病院への、入れるというか、降りた後のサポートについてはどうなるのか、その辺について教えていただきたいと思います。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

まず、1点目の対応を高齢福祉課でというところですけれども、やはり面接につきましては、今まで高齢福祉課職員と社協のヘルパーと面接をしてということでございました。今後は、高齢福祉課職員で面接をして利用決定をしていくということになります。

それから、2点目のヘルパーの手配ですけれども、こちらにつきましては、必要な方につきましては御自身で手配していただくということになりますので、利用されております

ケアマネさん等に相談をしていただくということで説明をしております。

それから、3点目の降りてからのサポートにつきましても、こちらもケアマネさん等に相談していくことがまず初めになるとは思うんですけども、必要な方につきましてはヘルパーの利用も可能ということになりますので、この辺りは必要な方について連絡をしながら調整をしていくということになろうかと思います。以上です。

○委員（吉川三津子君）

御家族、大変高齢者同士の世帯が、高齢者世帯が多い中、そういった細かい相談等にもしっかり今度は、今まででは社協だったものが、高齢福祉課がヘルパーさんのこととか、いろんな移動するに関して支障が出ることについては、事細かく高齢福祉課のほうが相談に乗っていくということでよろしかったでしょうか。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

高齢福祉課のほうでしっかりと相談に乗ってまいりたいと思います。以上です。

○委員（河合克平君）

では、今回外出支援サービスの手数料の廃止ということで提案されているわけですが、そもそも500円という金額の積算の根拠、どういった形で500円と決めたのか、教えてもらえます。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

500円の積算根拠につきましては、もともとその制度をつくったときにどう考えたかということは、ちょっと私も当時のことは分かりません。以上です。

○委員（河合克平君）

いや、500円をなくせといって言っているわけだから、500円がどういう形で計算されたかというのやっぱり分からないと、分かっていないと。これをなくすということについての判断ができないんだけど、それについては分からぬということですか。

決算だと、今出でおるのも26人の利用者があって、500円でどれだけのこの外出支援サービスについて市が負担をしているかということも、今回6年度だと377万2,000円ということだったんだけど、それ以外はその500円で賄っているという考え方でやっている、500円というのが決められているし、例えば総事業費の何割ぐらいが幾らぐらいだから500円にしましたというような具体的な根拠もないということなんですかね。500円について。

○委員長（馬渕紀明君）

今、先ほど分からぬと言ったもんで、分からぬでしょう。

答えられないですよね。

○委員（河合克平君）

分かりました。

500円で新しい制度になると、どのくらいの距離が行けるというか、500円のまま新しい制度に移行して、今まで使っていた26人の方は負担が増えるということはないという、そういう判断でいいですか。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

今回、制度を変更するに当たりまして、1割負担ということで、利用料のほうは利用者のほうから支払っていただくということになります。その中で試算をいたしまして、今の利用者の平均的な利用を基に試算をしましたところ、大体6,000円かかるというふうで計算をいたしております。それで、6,000円の1割ということで、600円ぐらいが平均的な利用料になると試算しております。以上です。

○委員（河合克平君）

平均的な利用というのは、福祉タクシーを利用している人が大体1台当たり1回行くと6,000円ぐらいになる平均だというそういう平均でいい。そういう、それだけのものを業者に払っているという、そういうのが平均ということでいいですか。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

過去の利用実績から確認をいたしまして、利用者が1回使用する場合の時間数で計算しました結果でございます。以上です。

○委員（河合克平君）

総決算で総金額大体900万円ぐらいなんだけど、それを何回行って、どのくらい使って、26人の人が何回使ってというぐらいで計算すると6,000円ぐらいになるということでいいか、再度の確認だけ。

そういうことではなくて、タクシー会社に払っている費用、距離、回数等を考える、その平均をすると6,000円ということでいいか。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

過去の利用者の利用状況、いろいろな病院に行かれています。福祉タクシーにつきましては、基本的に時間で運賃が変わってくるというところで、また福祉タクシー事業者によってもある程度利用料には差があるというところで、その平均で算出をしております。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

そうすると、利用料の平均でということだね。そうすると、1割負担だと6,000円で1割負担と600円になるということだもんね。すると、今よりも値上げになると、負担が増えるというそういう提案をして、それが議会で承認されて、実際行うためにはこの一部条例を変えないと、変えたことができないからということで、今回削除するという理解でいいですか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

今の外出支援サービスについては、今までとなりますので、その今までのサービス事業内容についてが、手数料が500円、1回につき頂戴しておりますので、事業が終わるので、この手数料条例からの改正ということで、10月からの新しい外出支援福祉タクシーサービスのためということではないです。以上です。

○委員（河合克平君）

10月から外出支援サービスが始まるので、これを廃止するんじゃないの、もらうのを。これは継続してもいいということ、そのためのものじゃないという理解だと。この外出支援サービス運行管理委託料はそのまで、外出支援福祉タクシー扶助が始まるからこの500円をなくしたというふうに思ったんだけど、そうではないということですか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

改正をする理由は、新しい事業をするから、イコール今の事業をここまでで終わるからということなんですけれども、この手数料条例の外出支援の部分を廃止するのは、事業が9月で終わるからという理由です。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

じゃあ、500円の積算根拠も分からないしということでしたが、500円で大体どれぐらいの利用ができたかということもさっき分からないという話でしたっけ、500円だと。時間でいうと1時間ぐらいですか。そういうことも分からないです。平均すると6,000円で、1割で600円というのは分かりましたけど、500円だとどのくらいの利用ができるということは分かりますか。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

先ほども申し上げましたが、事業者によっていろいろ利用料が変わるので、例えばある事業者では、30分ですと3,500円かかるというところで、その場合は1割ですと350円というところになろうかと思います。以上です。

○委員長（馬渕紀明君）

他に質疑ありますか。

○委員（吉川三津子君）

もう一点だけ確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、私ヘルパーさんがつくというお話をさせていただいたときに、古い古いお話をすけれども、そのヘルパー料金というのが社協さんへの委託料金に含まれていたような記憶があるんですが、今現在なくなっているかもしれません、そこら辺、ヘルパーさんの料金は別個やっぱり利用者が持つという点において、改正前と改正後、何らか違いがあるのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

これまで、9月までの外出支援サービスにつきましては、ヘルパーの料金については利用者様からは、500円の中にも含まれているといいますか、別個ではいただいてないです。

10月、来月からの外出支援福祉タクシーサービスについては、ヘルパーは御自身で、必要な方については御自身で御準備していただくというようなことになります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、利用者については新しい算出で最低600円、プラスヘルパーさんが必要な

場合はその費用も必要になるということでおろしいですか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

利用者の方が10月からの事業でお支払いをされる金額というのは、最低600円ではなく、使われた金額の1割なので、6,000円に満たなければ、先ほどの話で30分3,500円だとしますと350円と、あとヘルパーさんが必要な方につきましては介護保険とか、あと身障のほうのヘルパーさんをお使いいただくというようなことになります。以上です。

○委員長（馬渕紀明君）

他によろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第39号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方、どうぞ。

○委員（河合克平君）

今、質疑の中でも明らかになったように、500円の積算根拠も分からぬ中で、今回の事業が、新しい事業は本当に適切なのかどうかということも非常に疑問が残りますし、最低でも1割負担ということで、30分で3,500円という話はありましたけど、往復で30分以上かかるのは分かっている状況もありますし、平均で6,000円ということで、1割負担600円ということで、明らかに利用者に対する負担が大きくなるという状況もこの中に含まれていますし、一旦500円の試算が外れれば、民間の事業者が値上げされれば値上げされただけ、今は3,500円ですけど、これから5,000円、6,000円になる可能性も。それは議会として縛ることができないので、そういった点では非常に利用者に負担が増になるという可能性が高いというふうに考えますので、この手数料条例の一部改正については反対とさせていただきます。

○委員（吉川三津子君）

それでは、反対討論のほうをさせていただきたいと思います。

私は、最初行き先が限定されていないということで、金額的にもそれほど大きな負担にはならないのではないかということで、ある程度評価をしておりました。しかし、先ほど同乗するヘルパー、また看護師が必要かもしれない、そういったところの費用、今まで市が持っていたものをこれは個人負担になっていくということで、さらにこれから在宅介護、老老介護が大きく増えていく中で、運転手さんも降りた後のサポートはしない、じゃあパートナーの年老いた人ができるかといったらそれはできない話なので、そこら辺について大変問題があると思うので、反対討論とさせていただきます。

○委員長（馬渕紀明君）

他にございませんか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成の討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号のうち当委員会に付託を受けた部分について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けた部分についてを議題といたします。

歳入歳出一括で審査したいと思います。

なお、質疑は、補正予算書のページ数と款項目を特定してから御質問ください。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○委員（原 裕司君）

それでは、議案第40号について、補正予算について質問させていただきます。

ページ数ですが、12ページ、13ページ、民生費の1項社会福祉費、1目、2目、5目ですね、全体的な部分でお聞きしたいんですが、繰出金の部分に当たります。国・県の支出金ということで、財源を国・県からいただきおるということと、それともう少し前に戻りますと7ページのところで、国・県の国庫支出金、県支出金というふうで、1,930万4,000円と733万円ですか、この内訳があるんですが、今の12ページ、13ページの、例えば社会福祉総務費の1,804万5,000円の国と県の支出金の額をお願いをしたいというのと、それと割合ですね、国が何%、県が何%、市が何%、この割合が分かればお願いをしたいというふうに思います。

それともう一点、国・県の支出金が介護保険の部分だけないという形になりますので、その制度の仕組みというか、理由についてお伺いをしたいと思います。以上です。2点お願いします。

#### ○保険年金課長（後藤真治君）

まず、ページ12、13の27繰出金1,804万6,000円でございますが、こちらにつきましては国民健康保険の子ども・子育て支援金制度システムの改修に係る費用でございます。こちらにつきましては、6ページ、7ページの国庫支出金1,930万4,000円の中に1,804万5,000円ということで、支出金の10分の10ということで、端数のみが切捨てという形になっております。

1つ飛び、国保でございますね。12、13ページの5目の後期高齢者医療費206万8,000

円につきましては、先ほどの国保と同じように、子ども・子育て支援金につきましてがシステム改修として125万9,500円、それからe L T A Xのシステム改修、こちらにつきましてが80万8,500円が入っております。こちらに対する歳入といたしまして、6ページ、7ページでございますが、子ども・子育て支援金につきましては、国庫支出金の1,930万4,000円の中で含まれております。こちらも10分の10の補助で端数分のみが切捨てになっております。また、e L - Q Rの80万8,500円に対しましては、6ページ、7ページの地方債150万円がございますが、このうち70万円が、80万8,500円に対して70万円が充てられております。以上でございます。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

介護保険特別会計繰出金91万9,000円のうち、国や県の負担のところになりますけれども、今回の公金収納システム改修になりますけれども、こちらにつきましては国や県の負担というところがありませんで、先ほどの後期高齢のほうと同じようなところにはなりますけれども、地方債で80万円とそれ以外のところは一般会計の一般財源ということになります。地方債の80円万につきましては、公債額の50%が交付税の措置というようなことになります。以上です。

○委員（原 裕司君）

それでは、今の10分の10のところで、これ国・県なんですが、全て国というふうに捉えていいんですか。

給食費の、給食費というか副食のほうが、今の何ページだったか、県の支出が733万ということでおろしいですね。全て国で。お願いします。

○保険年金課長（後藤真治君）

12、13ページの繰出金のうち、国民健康保険、それから後期高齢者医療特別会計の繰出金のうち、子ども・子育て支援金部分につきましては6、7ページの国庫支出金が充てられております。また、後期高齢のe L T A X、地方税公金システムの関係につきましては、その上の介護保険の919万円もそうですけれども、この後期分の80万8,500円につきましても、6、7ページの地方債のほう150万円で充当され、残りを一般財源でということになっております。以上でございます。

○委員（原 裕司君）

分かりましたので、システム改修という話が出ましたので、また41号、42号、43号でもシステム改修の話が出てくるかと思いますので、質問はその号の後にしたいと思います。

○委員長（馬渕紀明君）

今でもいいよ、別に。分かりました。

○委員（中村文武君）

先ほどの12、13ページの民生費の原委員と同じなんんですけど、1目、2目、5目の繰出金のところで、端的に聞きますけれども、要は国費で10分の10出ているところと全く出でないところ、そしてその基準の差は何なのかというところと、先ほど市債のところで、80

万の部分が交付税措置が半分ありますというお話があったときに、ほかのやつも市債が借り入れたんじゃないかなというふうに思ったんですけど、その市債は借りる定義というのが何かあるのかなあというところで、そのほうが多分一般財源の負担が少なく済むので、というところで、今標準化で多分2分の1負担とか10分の10とか、いろいろ国の基準が多分定まっているかなあというふうには勝手に思っているんですけど、今回の10分の10であったり、ゼロであったり、交付税措置がされる市債が発行できたりというような、この3段階の仕分はどうなっているのかというところをこの3つの中で教えていただければなと思いまして質問しました。お願ひします。

○保険年金課長（後藤真治君）

まず保険年金課関係で、国民健康保険のシステム改修、それから後期高齢者医療保険のシステム改修の子ども・子育て支援金制度システム改修につきましては、こども家庭庁の補助金という形で10分の10がございますので、先ほどの歳入の国庫ということで認められております。

それからe L T A X、地方税の収納システムの関係につきましては、デジタル活用債という形でそういうものが認められておりまして、地方債充当率90%、地方税措置率50%ということで、そういう財源がございましたので、こちらのほうを財政課と相談して充てさせていただいているという状況でございます。

○委員（中村文武君）

そうしますと、先ほど市債が当たっていない例えば公金収納システム改修とともに、デジタル活用債というの使える気がしたんですけど、充当はして、全部充当しても、後期高齢者の200万とかもしていますか。していないですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

後期高齢の206万8,000円のうち125万9,000円は、国庫の子ども・子育ての関係、それから残りの80万8,000円につきましては、e L T A Xの関係ですが、先ほどのデジタル活用債の起債を充てているという形になっております。

○委員（中村文武君）

分かりました。すみません。

○委員長（馬渕紀明君）

他によろしいですか。

○委員（河合克平君）

歳出で、同じ12、13ページの3款2項2目の児童措置費の1,099万6,000円の補助金の件ですが、これについてはどのような積算で1,000万になったのかということと、あとこれどうやって生かされるのか、それぞれの保育園で何かこういうふうに使いなさいよみたいなそういうことをもって支払われるのか、そのことについて教えてもらえますか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

積算の根拠でございますが、こちらにつきましては7月から9月分の延べ人数を保育園

等にお聞きして積算をしております。

また、事業につきましては、物価高騰の影響を受けながら安定的な給食を実施している民間保育所等に補助するものでございますので、そちらで給食に使っていただくということでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

これ民間保育所ということは、公立保育所にはこれはないということですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

ございません。

○委員（河合克平君）

公立も欲しいといって県に言わないかんね、それは。ごめんなさい、ちょっと余分な話しましたけど。

では、民間保育所に通っている児童に対して、どうやって保護者の人も含めて周知をするかというのがあると思うんですけど、県が3分の2、市が3分の1でお金を拠出しているということで、各園に対する補助金を出しているということについては、どのように皆さんに分かってもらうようにしていくのかということについては考えがありますか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

こちらは委員がおっしゃったように、園に補助するものでございますので、園にはもう文書で送ってありますんですけど、保護者の方には今のところ周知の予定はありません。以上です。

○委員（河合克平君）

物価高騰で園に交付するという、補助するというの分かるんですけど、やっぱりそれがどう園児の皆さんにも享受していただけるかということ、やっぱり市として、ただ民間保育所にね、これちゃんと皆さんに伝えてくださいねと言うだけじゃないですか。そういうことはしたほうがいいと思うんですけど、いかがですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

ちょっとその辺りは検討させていただきます。以上です。

○委員（河合克平君）

こういう場合ね、本当に使われたかどうかが分からない民間、こういう言い方をしちゃいかんんですけど、本当に使われているというふうに思いますけど、使われているかどうかということについては、どのように検証するのかというのは予定はありますか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

園からいただきます実績報告で確認をさせていただきます。以上です。

○委員（河合克平君）

実績報告だと思うんだけど、例えば100万円、園が100万円もらったよと、その100万円はどういうふうに使いましたよというのは、別建てで計算をした実績報告書を出すようにとやるの。例えばそれは、電気代のこんだけ高額になった分に充てましたよとか、そういう

うことはそういうふうにして具体的に検証ができるということなの、検証というのは。

○子育て支援課長（前野輝次君）

園さんから延べ人数をいただいて、それに100円を掛けて補助させていただくんすけど、物価高騰により給食費を上げないというのが条件でございますので、上げていないということは物価高騰分をそれで充てているということで考えております。以上です。

○委員（河合克平君）

じゃあ、その7月から9月については、6月と比べて、いわゆる保育園の副食費は上げないという確認をするということですね、上げていない。10月からは上がるかもしれませんけれども、それについてはそれぞれの園の努力の話だもんだから、そこまでは分からぬけれども、この7月—9月は上げないようにするように、後から検証もするよという理解でいいですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

3か月だけは上げないということでございますので、そういうことでございます。

○委員（河合克平君）

3か月だけ上げないということですね、分かりました。

続いて、歳入歳出の先ほどの3款1項1目、2目、5目の件ですけれども、1目については子ども・子育て支援金制度の財源に充てられるということで、5目についても、125万9,000円充てられるよというのは分かりましたが、そのほかのこのe L T A X、また公金収納システムという改修について、これはこれだけの費用をかけることによって、市民の皆さんほどれだけ利便性が上がるのかということについて教えていただけますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

キャッシュレス決済というのが今の介護保険につきましても今行われておりますけれども、種類が少ないものですから、これが公金収納電子化システムになったときには、手だが、手段が増えるというところが住民の皆様の利便性につながるものと考えております。以上です。

○委員（河合克平君）

これは、大体どれくらいのものがどれくらい増えるということは当然分かってみえると思うんですが、教えてもらえますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

支払いがたしか1月、今年の1月末の集計だと思いますけれども、47事業所、27アシリとなります。以上です。

○委員長（馬渕紀明君）

河合委員、さつき原さんもお話をされていたけど、それ国民健康保険特別会計補正予算とかそちらのほうで、システムのことでしょう。内容の話になるとね、今は。いいですか。

○委員（河合克平君）

後から言います。

○委員長（馬渕紀明君）

今、質問している内容は多分そっちの話だと思いますけれども。

○委員（河合克平君）

分かりました。

○委員長（馬渕紀明君）

質問まだあるんですか。

○委員（河合克平君）

まだあります。

子ども・子育て支援支援金の財源をということで来るということが、それによって繰り出しをするわけですが、この子ども・子育て支援金というのは、大体でいいんですけど、どういった方法でその支援金というのができて、幾らぐらい愛西市から払うようになるのかというような話は分かりますか。

○保険年金課長（後藤真治君）

子ども・子育て支援金につきましては、令和8年4月から医療保険に合わせて徴収されることになるものでございますが、国の試算によりますと、全国平均で令和8年度の見込額250円、月ですね、1人当たり月平均が250円とされております。また、国民健康保険の方につきましては同じく250円、後期高齢者医療制度の方につきましては200円という試算がされております。以上でございます。

○委員（河合克平君）

いいです。

○委員長（馬渕紀明君）

他によろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第40号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

今回の補正予算で、例えば国民健康保険とか後期高齢者医療保険についての繰出金については、国から100%来るとは言いながら、この元については子ども・子育て支援金の創設に当たってということになったということは質疑の中でも明らかになりましたし、子ども・子育て支援金の内容については、250円だとか200円だとかという負担が増えるという内容にもなっています。250円と200円という形で負担が増えるということも分かりました。

そういう子どもの・子育て支援制度についての関わる、体制を整えるための費用ということになりますので、こここの部分についての補正予算については反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬渢紀明君）

他に反対討論はありますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（中村文武君）

先ほどの繰出金のところでいろいろ質問させていただきまして、システムの改修につきまして、一般財源からの繰り出しが非常に少ない、補助金を含め、あと市債等で対応できるところが極力対応されていたところもありますので、その辺本当に財源が苦しい中で適切に判断いただいたんじゃないかなというところと、その公金収納システム改修すれば、先ほどちらっとありましたけど、アプリ等で47事業者ということで、一般の利用者の方も利便性が上がるんじゃないかなというふうに判断できましたので、その辺も鑑みまして、賛成討論とさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（馬渢紀明君）

他に賛成討論はありますか。

[挙手する者なし]

では、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号のうち当委員会に付託を受けた部分について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

ありますか。

○委員（河合克平君）

子ども・子育て支援金制度によって国と3兆円ぐらい捻出するという話になっているんですが、先ほど平均をすると250円というお話をもありましたが、国保でいうと、これについては実際、一般的に300万、400万円ぐらいの収入の人だと幾らぐらいこの負担が増えるというような試算はありますか。

○保険年金課長（後藤真治君）

試算するためのそういった詳細な政省令等がまだ示されておりませんので、試算はでき

ておりません。以上です。

○委員長（馬渕紀明君）

他によろしいですか。

○委員（吉川三津子君）

それでは41号について、本会議の中でも質問させていただいたんですけども、このパッケージのカスタマイズでの積算根拠ですよね。

○委員長（馬渕紀明君）

吉川委員、ごめんなさい、すみません、ページ数。申し訳ございません。

○委員（吉川三津子君）

ページ数ですね。9ページの委託料のシステム改修委託料の関係です。

本会議の中でもこのパッケージの改修ということで、積算根拠、人が何時間いてとか、そういったところの積算根拠がないというお話をしました。本会議から委員会までちょっと時間もたちましたけれども、その辺のところの仕組みが、積算根拠が分かったならばお示しいただきたい。

それからあと、入札については、入札の審議会のほうにかけるという話でしたが、これは随契でいいのかお話をいただきたい。

再度、どこのパッケージなのかも教えていただきたいと思います。

○保険年金課長（後藤真治君）

まず、1つ目の見積りの詳細ということでございますが、まず金額の内訳でございますが、税抜きでございますが、パッケージ改修に対する部分が1,580万5,000円、パッケージの適用作業、こちらが10人日、単価6万円で60万円という内容でございます。

○委員長（馬渕紀明君）

ちょっともう一度、単価は幾らでした。

○保険年金課長（後藤真治君）

パッケージ適用作業に対する単価6万円でございます。10人日ですね、60。パッケージ適用作業につきましてはそうでございます。

○委員長（馬渕紀明君）

質問、まだもう一個。

○保険年金課長（後藤真治君）

失礼いたしました。

入札につきましてはこちらのほうですけれども、決定はまだございますが、このもともとのこの国保のシステムの導入業者が日本電子計算株式会社になりますので、こちらのほうとの契約ということになると考えられます。以上でございます。

○委員（吉川三津子君）

あと、カスタマイズのほうで、そのカスタマイズを手がけるに当たって1,580万5,000円だというお話をなんですが、これは何を根拠にこの金額が決まっているのか、業者

からこれだけですよと示されて決まっているのか、よそも同じシステムを多分入れていらっしゃると思うんですね。そうするとめちゃくちゃお金かからないんですよ、つくる側としては。そこをここで1,580万5,000円でオーケーした理由がとても分からなくて、何を根拠にしてらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○保険年金課長（後藤真治君）

1,500万の内訳というのも、システム、幾つかの改修の中でございますけれども、基本的にはこちらパッケージでございますので、同じシステムを導入している他市町村との案分という形にはなると思っております。案分のほうでございますが、市町村の規模によっての差異はございますが、基本的には同規模であれば同じ金額、この辺の近隣ですと、津島市ですと同じぐらい、あま市ですとちょっと多いのかなという、そういう形になっております。以上でございます。

○委員（吉川三津子君）

その辺は確認をされて、きょう委員会のほうに臨んでいただいたということでよろしいか確認をさせていただくのと、本会議の中でも、このシステム改修、システム導入のときの市としてのチェックポイントのとか何か電算部局もあると思うんですが、そこら辺で、市全体で何らかのルールということは今まで協議されていないのか、各課単独で決定されているのか、その点についても再度確認をさせていただきたいと思います。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回の国民健康保険システムの導入につきましては、合併前の4つの町村の中から日本電子計算というものが継続するという形で決められまして、現在もその状態が続いております。以上でございます。

○委員（吉川三津子君）

あと、仕組み。

もう一回言ったほうがよろしいでしょうか。いいですか。

○委員長（馬渢紀明君）

課長、分からないです。チェックのあれでしよう。

○保険年金課長（後藤真治君）

システムでございますけれども、国保システムにつきましては、内容のチェックとしては保険年金課ということになるかと考えます。以上でございます。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、国保の課の中で、こういったシステム改修等についての契約については全て課の中で判断していくということですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

システムの改修につきましては、情報化推進委員会のほうで諮って承認を得て、また入札につきましては指名審査会のほうで、業者の選定につきましては確認いただいておる状況でございます。

○委員長（馬渢紀明君）

他によろしいですか。

[挙手する者なし]

では、質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第41号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

議案第41号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論します。

こちらのシステム改修については、子ども・子育て支援金制度の中での資金を拠出するための制度改革ということで、この制度改革については反対でありますので、この補正予算について反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬渢紀明君）

他に反対討論のある方。

[挙手する者なし]

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第42号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

議案第42号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

こちらも先ほどと同様で、子ども・子育て支援金の創設に当たって、このシステム改修が必要だということになります。国会においても、後期高齢者の場合は年収250万円で月550円ほどの負担になると、増になるというお話もありましたので、本当に今負担増になるような内容をつくろうということのシステム改修については反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬渕紀明君）

他に反対討論ありますか。

[挙手する者なし]

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（原 裕司君）

先ほどの40号の中で、公金収納システムの話が出たと思います。今回、パッケージソフトで……。

○委員長（馬渕紀明君）

ページ数は。お願いします。

○委員（原 裕司君）

8ページ、9ページ、介護保険システム改修委託料の関係で質問をさせていただきます。先ほどの40号の中で、公金収納システムの改修というお話があつたかと思います。まあ金額の中ですね。このシステムの内容についてですが、まず1つ、基幹システムである、先ほども出ました日本電子計算の基幹システムがあって、そこに様々な大本のデータがずっと入っていてということで、この公金収納システムを利用することによって、職員のほうも、あるいは納付者のほうについても、どういうようなメリットがあるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

このシステムの導入をいたしますと、先ほども少し御答弁を申し上げましたけれども、市民の利便性向上と、あと市役所、あるいは金融機関等お支払いの窓口等の業務の効率化、また納付書でお支払いをされた場合ですと、仕分であったりとか、データの入力であったりというようなことが生じると思うんですけれども、その部分が電子納付をされた場合につきましてはデータ化されますので、そういういたところが減るのではないかというふうなところになります。以上です。

○委員（原 裕司君）

納付というと、それぞれ国民健康保険も高齢者特別会計についても納付等があるんですが、こういったひもづけというんですかね、納付しましたよというデータが全ての状況でつながって分かるようになるのか、その辺が分かればお聞かせ願いたいと思うのですが。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

今現在もなんですけれども、国保、後期、介護保険、それぞれのところにどこで納められたもの、納付書で納められたり、口座引き落としの方であったり、いろいろな納め方がありますけれども、それぞれのところがつながっているといいますか……。

○委員長（馬渕紀明君）

原委員、システムを改修することによってという意味で……。

○委員（原 裕司君）

今まで納付書で支払ったりするということで、電子で支払うわけですね。利便性も含めて、より正確性も出てくるだろうし、職員の手間も随分省かれるよというお話があつたんですが、そういう電子システムを使うことによって、今のほかの納付の管理というんですかね、基幹システムが今の日本電子のほうでされていると思うんですけど、このソフトも日本電子のソフトでつながるようなシステムになっているのか、その辺だけをお伺いしたいんです。パッケージやで単独になっちゃって、もうそれしか使えないよというような状況になっちゃっているのか、その辺が。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回改修いたしますと、国民健康保険税なんかはもう既に令和5年4月から使っておる納付書に記載されたe L-Q Rという2次元バーコードですか、こちらを利用して読み取るようになるんですけれども、こちらで納付していただきますと、情報が地方税共通納税システムというものに集約され、これがそれぞれ市町村のほうに情報として提供されております。

国のほうではもう既にそれを取り込んで、ほかの先ほどありました口座の各銀行、金融機関からの入力データとか、そういういたものと同じように取り込みをやっておりまして、最終的には基幹システムである日本電算の収納のシステムに取り込むということになっております。

○委員（原 裕司君）

ありがとうございます。

○委員長（馬渓紀明君）

他によろしいですか。

○委員（河合克平君）

9ページの6款1項3目償還金5,826万7,000円について、国庫支出金等過年度分返還金ということなんですが、これは令和6年度の決算の中で償還金が発生するということが分かって償還をするんだと思うんですけれども、この内訳を教えてもらえますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

返還金の内訳につきまして申し上げます。介護給付費負担金、国の分が516万1,825円、介護給付費負担金、県の分が1,005万4,093円、介護給付費交付金、社会保険支払基金の分が3,165万3,276円、地域支援事業交付金、国の分が500万6,670円、地域支援事業交付金、県の分が311万4,881円、地域支援事業交付金、社会保険支払基金が327万5,823円となります。以上です。

○委員（河合克平君）

これは介護保険の給付の中で、国・県の分と地域支援事業の国・県の分、またそれぞれの給付の分で戻したということなんですが、これは質疑のときにもお話ししましたけど、給付が減っているという状況で、この予定よりも減ったということで還付をするという内容でいいですか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

介護給付費の負担金の国とか県、あと社会保険支払基金なんですけれども、それぞれの国等で計算式がありまして、愛西市ですと、今1月に4億5,000万円前後のお金を1月に払うんですが、その分が大きなお金ですので、その分が足りなくならないような計算式になっています。なので、少し分かりやすく言いますと、少し多めに交付金をもらっているということです。その分と実際に6年度に支払いをした分との差額を返したり、もらったりというような作業になります。以上です。

○委員（河合克平君）

多めにもらっているということと、実際の額ということで多めにもらっているから差異が出るのは当然なのかもしれないんですけど、実質的な計画からいうとそれは給付が少なかったという、そういう認識なのかどうか確認お願いします。確認で、それは答えられますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

令和6年度の介護給付費につきましては、事業計画が6年度、7年度、8年度で3年度の分の事業計画を策定しておりますけれども、そのところでの想定した6年度の給付費までは給付費はかかるつおりません。以上です。

○委員（河合克平君）

かかるつないということであれば、介護保険料の負担についても多過ぎたんかなあとい

うふうな印象を持つわけですが、これについては、各被保険者が払っている介護保険について、今回の費用を計画からすると少なくなっているという部分を考えると、どの程度被保険者の介護保険料も少なくて済むというような計算とかされていますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

6年度の1年間のことで申し上げますと、実質単年度収支は約3,400万円のマイナスです。介護保険料が足りなかつたということで、その分は基金を取り崩しております。

今後、6年度、7年度、8年度の3年度の計画になりますので、まだあと2年ございます。2年間の高齢化、もしくはサービスを皆様がどう使われていくかのところは分析しながら、介護保険の特別会計の運営をしていかなければならぬと考えています。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。単年度のマイナスは分かりました。

マイナスになっていくという計画で立てていますので、ただマイナスになって赤字というふうにはできないので、繰入れをしていると思うんですけど、繰入れは結局幾らになつたんですか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

介護保険料が足りなかつた分の繰入れは基金を取り崩していますので、その先ほどの約3,400万円、実質3,400万円ほどと考えております。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

3,400万円程度の取崩しがあったと。3,400万円。今回の決算だと、決算のことと言つちやいかんんですけど。

○委員長（馬渕紀明君）

河合さん、何が聞きたいんですか、趣旨は。その今回の償還金のことについての積算とか、どういうふうだというのは分かりますけれども、その後のことはどういうことが。その6年度はどうたらこうたら今御答弁してもらっていますけれども。決算のほうの話……。

○委員（河合克平君）

いわゆる給付費が少なくなってきていて、これは返す分があるよという話なので、保険の被保険者分について、返す部分が本当はあるんじやないかということについて、再度聞きたいから聞いておるんだけど。

○委員長（馬渕紀明君）

そこぐらいまでにしてください。

よろしいですか。

6年度の話になっていっちゃんでしょう、そうすると。

○委員（河合克平君）

6年度の話だけど、今回。

○委員長（馬渕紀明君）

今回は、補正でこういうふうに償還が出たということで、内訳とか質問されて、そういうのは分かっていたんだけど、その足りなかつたとか、6年度はどうだったというと話がちょっと違ってくるわね。

○委員（河合克平君）

別につながりがないということではないから……。

○委員長（馬渕紀明君）

ゼロではないとは思うんだけど、ちょっとあまり話が、質問の内容が深くなっていくというのか、ちょっと外れていくという感じがするんだけどね。ほかの。

○委員（河合克平君）

じゃあ、聞き方を変えるわね。

3,400万円のマイナスについて、3,400万円の補填をしたということなんんですけど、その3,400万円で補填をしたということについて、本来は被保険者の人たちの負担を減らせる方向もできたんじゃないかというふうに考えて聞いたので、3,400万円のマイナスを3,400万円で補填をしたということであれば、被保険者の負担を減らすということにはつながらないよという、そういう認識でいいですか。

被保険者の人の負担を減らすことにつなげられないかという問題意識を持って聞いているんですけど、それはつなげることにはできないですか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

被保険者の負担を減らすということですと、介護保険料のことかなと思うんですけども、介護保険料につきましては、先ほどからお話をさせていただいているとおり、3年間の計画の中で7年度、8年度も含めて計画を立てておりますので、6年度の給付費が、介護保険の収支がどれだけマイナスだったかというところだけではなく、今後のところも見ながら介護保険の特別会計の運営をしていかなければならぬと考えています。以上です。

[「その程度にしておいたほうが」の声あり]

○委員長（馬渕紀明君）

程度というのか、ちょっと質問がちょっと違う方向へ行くんですよと僕は思いました。

○委員（河合克平君）

残りは決算で。

○委員長（馬渕紀明君）

決算なら決算で聞いていただければ。

他に質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第43号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

過年度の償還金についてのこと、私の認識としては、被保険者に対してやはり負担が軽減できる部分があるんではないかというふうに考えますので、今回の過年度の返還金だけの、国・県の返還金だけになっているこの今回の補正予算については反対とさせていただきます。

○委員長（馬渕紀明君）

他に反対討論はございますか。

[挙手する者なし]

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。

続きまして、当委員会に送付されました陳情の審査に移ります。

ここで、職員入れ替わりのため暫時休憩といたします。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（馬渕紀明君）

休憩を解きまして再開いたします。

お伝えいたします。陳情の審査に際しましては、理事者側には用語等を補足説明していただく場合、あるいは審査案件の現状等についてお尋ねがあった場合に備えて同席をいたしております。したがって、理事者側への質問等は御遠慮くださるようお願ひいたします。

では、審査に入ります。

陳情第12号：排泄課題を抱える障害者（児）への日常生活用具認定に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書については精読されていると思いますので、早速、議員間討議により進めたいと思います。

それでは、御意見があればお受けいたします。

○委員（原 裕司君）

いろいろと文面を読ませていただきまして、担当課のほうにちょっと確認をさせていた

だきたいと思います。

まず、この福祉用具というか装具の関係で、介護保険適用の福祉用具ということで、これは介護保険であれば、国が認定をして福祉用具として認められているんですけど、今回市長宛てに日常生活用具を認定していただきたいというような陳情があつたと思います。障害者総合支援法において、この福祉用具については国が定めるのか、それとも市が定めるのか、その辺について変更があつたのか、ちょっとその辺を確認の意味で教えていただきたいと思います。

○社会福祉課長（水野裕公君）

平成17年4月から国から市へ事務、基準が移譲されました。以上でございます。

○委員（原 裕司君）

市がこういった福祉用具については認定の有無を決めるんだというようなことだと思います。

今回、今年の4月から装具として人工内耳の電池等、ストーマも含めて、認定がされたということでスタートしておるわけなんですが、この装具の認定について、どのような手続を経て認定に至っているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

今、お尋ねにありました本年度4月から基準のほう見直しをさせていただきまして、新たに物品のほう追加をさせていただいております。お示しいただきました人工内耳につきましては、令和4年4月に近隣市のほうが導入をいたしまして、その後、課内でも検討をしておりました。結果、令和6年10月2日付で海部津島の聴覚障害者協会から要望のほうが上がりまして、本格的に導入を決定いたしました。以上でございます。

○委員（原 裕司君）

ありがとうございました。

確認は以上です。

○委員長（馬渢紀明君）

では、他に御意見はありますか。

○委員（河合克平君）

この意見でいいですか。

○委員長（馬渢紀明君）

意見。

○委員（河合克平君）

今、人工内耳はしますよ、したよという話もあつたんですが、今回問題になったのは排せつ予測支援機器というものになりますので、そういうものが、排せつ予測支援機器というようなものだったり、例えば意思疎通支援機器だったり、そういうようなものは愛西市ではそういう項目があるかどうかだけ教えてもらっていいですか。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

意思伝達装置の類いに関連するものはございますが、この今陳情で上がっております排尿機能障害だとか排便機能障害に対するものというのは、ストマ製品、人工肛門だとか、人工膀胱をつけられても排せつをされる方の日具以外のそういった感知するものというのは含まれておりません。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

そうすると、今回、D F r e e というのは1社だけで、ほかに調べるとまだ数社同じような支援機器というのがあるようなので、そういった点では、このD F r e e という名前が入ったものを、1つの企業に対する商品を支援するということはちょっとよろしくないかというふうに思いますので、そういった点では思います。

ただ、今言った日常生活用具については市が認定することができますし、実際困っている方がいらっしゃるということで陳情もいただいていると思いますので、この内容的には問題がないかというふうに思いますので、このD F r e e という文字を除いて、また排せつ支援機器D F r e e について、米印がついているところもありますが、その部分も除いて、委員会としてこの陳情を市の本会議に送付してはどうかという提案ですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（馬渕紀明君）

御意見ですから。

○委員（原 裕司君）

特定な福祉用具機器という、今回この障害者の抱える課題についてはよく障害者だけでもなく、一般児童の中で夜尿症という症状が出る方もおられるわけだと思います。小学校6年生になってもまだお漏らしをしてしまうというような症状で、やっぱり膀胱の関係があるので、一概に障害児という状況で判断をしてはいけないのかなというようなことがあります。

それともう一つ、今特定の商品を議会で諮ってというようなことが妥当かどうか。先ほど市のほうに確認して、今人工内耳充電池をいろんな申請、申請というのか、各自治体を調査して、市が指導して、これは必要だということで認めたと。これを議会が市のほうへ推奨するというのは、ある意味で口利きみたいな感じの形でと市民の方に捉えられてはいけないというようなことも考えられますので、やはり今の市長宛てではなく、議長宛てに来ておる関係もあるかと思います。やっぱり議長がそれを判断してというようなことは避けるべきかなというふうに考えます。

賛否を採るということではなく、やはりこの陳情に関しては、その議会で云々というのがやはり適していないような状況じゃないかなと思うんです。特に、陳情されている中で、そぐわない部分はあるよというような項目もあるので、議会としては確かにこの困っている人いっぱいいて、必要なものだとは思うんですが、果たして議会でそれの部分のものを市のほうに特定な物品をするというのは、やはりちょっと問題じゃないかなと、私はその

ように考えております。

私の意見ですが、以上です。

○委員長（馬渕紀明君）

他に御意見はありますか。

○委員（吉川三津子君）

私は河合委員と同じような意見で、ここができるだけ市民の方の意見を吸い取ろうということで議員間討議がでております。この部分で、特定の業者を擁護するようなことはあってはいけない。じゃあ、その部分だけを取り去れば、みんなが合意ができるのであれば、できるだけ合意できる形に持っていっていただきたいなというふうに私は思っています。

○委員長（馬渕紀明君）

ちょっと暫時休憩させてもらいます。

午前11時05分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（馬渕紀明君）

では、すみません、再開します。

ほかに。

○委員（中村文武君）

いろんな御意見あって、私も原委員の意見とちょっと似て非なるものなんですけれども、私自身も福祉装具について、例えば視覚障害者の何かの音声読み上げが入ってなかつたりとかというお話を聞いたりしていて、個別の要望に対して多分要望合戦になってくるような気がしていまして、要望したもん勝ち、その辺の整理が、ちょっと自分も元行政職員なもので、いろんな要望を受けるのは議会という意味ではあるんですけども、個別の商品って特に本当に要望合戦になってしまって、その辺の扱いの議題整理をされたほうがまずはいいのかなというところの思いがありまして、例えば活性化とか、議運とかでこういったところのそぐわないかどうかというところも一定整理をしたほうが議会としてはいいんじゃないかなという思いを少し持ちましたので、意見としてお伝えしたいなということで発言させていただきます。

○委員（吉川三津子君）

先ほどあったように、陳情の進め方という部分でもう少し整理をしないといけないかなと。私、前にも申し上げたことがあるんですが、そもそもは陳情も請願と同じように本会議にかけるのが当初のルールでした。でも、議員間討議をスタートするに当たって、委員会でもみ、そしてみんなの意見で、ここは認められるけれども、ここはまずいねというところも議論の中で、一つの委員会の意見をつくり上げていくというところで、議員間討議の陳情が扱われるようになってきています。もう一度元に戻れという意味ではなくて、陳情の取扱い方、そのまま請願についてはそのまま本会議にかけなければいけないんですが、

陳情についてはみんなで意見を出し合って、ここの部分だけでも市民の声が聞けるといいねというものをつくり上げていくのが陳情のあるべき姿だったはずですので、もう一度議会として陳情の取扱い方について決めていかなければならない。これは、活性化協議会でそもそも決めたことなんですが、もう一度それが崩れているので、活性化協議会で協議するなりしないと、いつまでたってもこういったことで行き違いが生じるのかなと思うので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○委員長（馬渕紀明君）

それでは、ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時14分 再開

○委員長（馬渕紀明君）

休憩を解きまして再開いたします。

では、他に御意見のある方。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

なければ、陳情書についての採決に入りたいと思います。

陳情第12号を採決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成する方ですよ。

[挙手する者なし]

挙手はありませんでした。よって、陳情第12号は不採択と決定いたしました。

○委員（河合克平君）

この陳情不採択となったわけですが、先ほども言ったように内容的には合意ができる部分がある、D F r e e という商品名を除けばできるんであれば、それで決議ということでお終日に上程してはどうかということを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○委員長（馬渕紀明君）

今、河合委員からそのような提案がありましたけれども。

○委員（原 裕司君）

私、先ほど申し上げましたように、障害者だけが排せつ予測機器という部分で困っているわけじゃないという、夜尿症等の一般の方たち、児童にとっても、そういう障害を持たれる、病名が持たれる部分もあるので、一定の方の特定した部分については、やはり議会としての意見は控えるべきだと私は思っております。

○委員（中村文武君）

すみません、意見なんですけれども、D F r e e を取ってという決議というお話もありましたけど、これ三輪さんが上げられた意見なので、三輪さん本人がそのところをちょっと変えるのはできないかなと思いますので、また別途上げていただくとかそういう手はずになると思うので、決議については何か賛否を取るべきでもないんじゃないかなという気

もしますけれども、意見としてお伝えいたします。

○委員長（馬渓紀明君）

よろしいですか。

○委員（河合克平君）

今の僕の意見は、意見だけでといって聞きおくということにせずに、この委員会としてそれはやらんよと言うんだったら、そういう意思表示をしないといかんと思うんですけど、いかがですか、委員長。

○委員長（馬渓紀明君）

河合さんは決議を取つたらというお話ですよね、決議。それを委員会としてどうしたいか、賛否を探つていただきたいというお話ですか。そういうふうでよろしいですか。

○委員（河合克平君）

決議ってどういう決議、知らん……。

○委員長（馬渓紀明君）

決議というのは、河合さんがおっしゃったのは、その今最初に質問されたことに対して決議で上げたらどうだということでしたよね。

○委員（河合克平君）

D F r e e という文言を除くということで、決議を上げたらどうかという話をしました。

○委員長（馬渓紀明君）

でも、そもそも陳情者はこのD F r e e という言葉、ここを特定されてきているわけですから、それを勝手にこっちがね、修正するというのか。

○委員（河合克平君）

だから、委員会としてこれは否決されたもんだから、否決されただけじゃなくて、議会として、委員会としてこういったものについては市民の意見をくみ上げて決議としてすべきじゃないかということを言っているので。

○委員長（馬渓紀明君）

決議として出したらどうだという提案ですね。

○委員（河合克平君）

それについては委員会が。

いや、不採択は、今のやつは不採択になったもんで、それとは別の話をしておる。

○委員長（馬渓紀明君）

ですから、河合委員は陳情に対しては不採択は理解したけれども、この言葉だけ、文言を抜いて委員会として決議議案として出したらどうだということですよね。

○委員（河合克平君）

そうそうそうそう。

○委員長（馬渓紀明君）

それについて、意見としては聞くのか、委員との賛否を探つてほしいのかという、どちら

らかですよね。意見としてなら意見で聞いて終わりますし。

○委員（河合克平君）

いや、賛否採ってほしいけどなあ。

○委員（吉川三津子君）

私、仕組みとしては、河合さんの言われた仕組みってとてもいいなと思ったんです。陳情でやっぱり不備があったりとか、先ほど言ったように、ここがなければ議員としてまとまるねというのがあれば、委員会として陳情は駄目だよという結論を出したら、一部分についてはこれはやっぱり進めるべきだねというところで、委員会で合意ができれば、決議というやり方もとてもいいのではないかというふうに思いました。

○委員長（馬渕紀明君）

先ほども、でもそういう話の中で、やっぱり全員の意見を聞かないかんというか、あつたわね。

意見としてはお聞きして、今後のそういう陳情の取扱いも含め、採択、不採択となった結果の後のこととは、そういうことについての話し合いというのはね、どこかの委員会だけなのか、どこかの場で持っていくということでいいかもしれません、でも今回は、その今のお話にされているのは、もう意見として聞いておけばいいならこれで閉会しますし。

○委員（河合克平君）

採択はしないということですね、その提案については。

○委員長（馬渕紀明君）

ですから、意見としては聞きますけれども。

どうしても賛否を探っていただきたいというなら。ただ、だからと言って、今回のこの委員会だけではなくて、今後の陳情の取扱いですよね。そのことはやっぱりここだけではなくて、総務文教委員会もありますし、皆さんに話をして、こういう案もどうだということはやっていかないかなというふうに僕は感じていますけれども、ここで。

○委員（鬼頭勝治君）

委員長の決断で締めてください。

○委員長（馬渕紀明君）

私の判断になりますけど、今回はそういう御意見はしっかり聞いて、また議長、副議長とも相談しながらしていきたいと思います。

では、以上をもちまして、当委員会の審査を終了いたします。

これにて本日の建設福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時21分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに  
署名する。

愛西市議会  
建設福祉委員会

委員長 馬渕 紀明